

事務連絡

平成 22 年 1 2 月 1 5 日

都道府県消防防災主管部 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防本部 }

消防庁予防課消防技術政策室

製品火災に係る報告について（再周知）

電気用品、燃焼機器及び自動車に係る火災のうち、構造上の不備、欠陥により発生したと判断される場合及び原因を特定できない場合については、「製品火災に係る報告について」（平成 21 年 4 月 1 4 日消防予第 1 5 4 号・消防技第 1 6 号・消防特第 6 7 号）（以下「第 1 5 4 号等通知」という。）によりご報告頂くようお願いしているところです。

昨今、製品事故情報の迅速かつ的確な消費者への提供が一層求められていることに鑑み、特に第 1 5 4 号等通知に示す下記の 2 点についてはご留意頂き、今後とも幅広く迅速な報告等についてご協力頂きますようお願いいたします。

また、各都道府県消防防災主管部におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知頂くようお願いいたします。

記

1. 消防庁への報告について

製品火災に係る消防庁への報告については、第一報については、消防本部において把握した時点で速やかに報告するとともに、第一報後の事実関係については、判明次第随時報告することとしていること。（第 1 5 4 号等通知「3 報告時期」参照）

2. 製造者等への連絡・通報について

電気用品等の重大製品事故に該当するもの又は該当する可能性があるもの等にあつては、当該製品等の製造者等に連絡・通報することとしていること。（第 1 5 4 号等通知「6 その他（3）イ」参照）

消防庁予防課消防技術政策室

担当：竹村，駒場

TEL：03-5253-7541（直通）

E-mail：t.komaba@soumu.go.jp